

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、そ)

目次

◆条例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

条例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県条例第三十号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例 (昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一

号) の一部を次のように改正する。

第十二条第二項各号列記以外の部分中「退職手当」の下に「(以下「一般の退職手当」という。)」を加え、同項第一号中「(附則第四項の規定の適用を受ける者については、同項の規定とする。)」を削り、同条に次の二項を加える。

3 前二項の規定は、他の公務員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫等職員となるため退職 (第四条(二十五年以上三十一年以下の期間勤続して退職した者のうち同条第二項に規定する勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得て定めるもの以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。) 又は第五条の規定による退職手当に相当する給与に係る退職を除く。) をし、かつ、引き続き公庫等職員として在職した後引き続いて再び当該他の公務員となり、さらに引き続いて職員となつた者について準用する。

第十三条第一項各号列記以外の部分中「第三条から第五条までの規定による退職手当 (以下「一般の退職手当」という。)」を「一般の退職手当」に改める。

第十五条を次のように改める。

(失業者の退職手当)

第十五条 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、第一号に規定する退職手当の額が第二号に規定する額に満たないものが、退職の日の翌日から起算して一年の期間内に失業している場合において、当該退職手当の額を第二号に規定する失業保険金の日額で除して得た数 (一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) に等しい日数 (以下「待期日数」という。) をこえて失業しているときは、当該退職手当のほか、そのことができる部分の失業の日につき第二号に規定する失業保険金の日額に相当する金額を、退職手当として、失業保険法 (昭和二十二年法律第百四十六号) の規定による失業保険金の支給の条件に従い支給する。ただし、第二号に規定する失業保険金の支給を受けることができる日数 (以下「基準日数」という。) から待期日数を減じた日数分をこえては支給しない。

一 その者がすでに支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当及び前条の規定による退職手当の額

二 その者を失業保険法の規定による失業保険の被保険者であった者と、その者の勤続期間の年月数を同法に規定する被保険者期間の計算の基礎となる被保険者であつた期間の年月数と、当該退職の日を同法第十五条第一項の規定に該当するに至つた後における最初の離職の日とみなして同法の規定を適用した場合に、同法の規定により、その者が支給を受けることができる失業保険金の日額(当該退職の日において同法第二十七条第一項に規定する扶養親族を有する者にあつては、失業保険金の日額に同条第三項に規定する扶養手当の日額を加えた額とする。以下同じ。)に、当該退職の日の翌日から起算して一年の期間内にその者が失業保険金の支給を受けることができる日数を乗じて得た額

2 前項第二号のその者の勤続期間については、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は第一号に掲げる者であつた期間があるときは、その期間のうち、第二号に定める期間につき、第三号に定めるところにより算定した期間を当該勤続期間に加えた期間をもつて、その者の勤続期間とする。

一 職員以外の者で、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が二十二日以上ある月が一月以上あるもの。ただし季節的業務に四箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に四箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き該所定の期間をこえて勤務した場合に限る。

二 勤続期間六月以上で退職した職員の当該勤続期間に係る職員となつた日前一年の期間内に職員(前号に規定する者を含む。以下本条において同じ。)であつたことがある場合における当該勤続期間の前の職員であつたすべての期間。ただし、イ又はロに掲げる期間を除く。

イ その前の職員であつた期間について当該職員となつた日がその直前の職員でなくなつた日以後一年の期間内にない場合における当該直前の職員であつた期間及びその前の職員であつたすべての期間

ロ その前の職員であつた期間に係る一般の退職手当又は前条の規定による退職手当の支給を受けた場合(職員が当該期間に係る前項の規定による退職手当の支給を受ける資格を有していた場合を除く。)における当該職員であつた期間及びその前の職員であつたすべての期間

三 前号に規定する期間(以下「通算対象期間」という。)は、そのう

ち最も古い通算対象期間から順次当該通算対象期間をその直後の通算対象期間に合算する。この場合において、通算対象期間に一月に満たない端数があるときはこれを切り捨てるものとし、前後の通算対象期間において職員が前項又は次項の規定による退職手当(以下「失業保険金に相当する退職手当」という。)の支給を受ける資格(以下「受給資格」という。)を有していたときは、当該受給資格に係る退職の日以前の通算対象期間(前段の規定により合算されたものを含む。)については、これを当該受給資格に係る基準日数の決定の基礎とされた期間から当該受給資格に係る待期日数に当該失業保険金に相当する退職手当の支給を受けた日数を加えて得た日数の基準日数に対する割合(当該割合が一をこえるときは、一とする。)を当該期間に乘じ

て得た期間を減じた期間（その期間が一月に満たないときは、又はその期間に一月に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。）として計算する。

3 勤続期間六月以上で退職した職員が退職の日の翌日から起算して一年

の期間内に失業している場合において、退職した者が一般的の退職手当及び前条の規定による退職手当の支給を受けないときは、その失業の日につき第一項第二号の規定の例によりその者につき失業保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる失業保険金の日額に相当する金額を退職手当として同法の規定による失業保険金の支給の条件に従い支給する。ただし、基準日数をこえては支給しない。

4 失業保険金に相当する退職手当の支給を受ける者が失業保険法第二十一条の三第一項に規定する場合の公共職業訓練等に相当する公共職業訓練

等を受ける場合においては、第一項又は前項の規定にかかるらず、当該公共職業訓練等を受け終る日まで失業保険金に相当する退職手当を支給する。

5 第一項、第三項及び前項に規定する場合のほか、失業保険金に相当する退職手当の支給を受ける者に対しても、方側大臣が失業保険法第二十一条の四第一項の規定による措置を決定した場合には、当該措置に基づく失業保険金の支給の例により、当該失業保険金の支給の条件に従い、失業保険金に相当する退職手当を支給することができる。

6 第一項及び第三項から前項までに規定する場合のほか、失業保険金に相当する退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、必要に応じ、それぞれ当該各号に掲げる給付を、退職手当として支給することができる。

相当するものに対する退職手当に相当する退職手当、同項第二号に掲げる寄宿手当に相当する退職手当及び同項第三号に掲げる傷病給付金に相当する退職手当は、それぞれ失業保険法第二十五条第一項に規定

一 失業保険法第二十五条に規定する公共職業訓練等に相当する公共職業訓練等を受けている者については、技能習得手当

二 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事实上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者については、寄宿手当

3 退職後公共職業安定所に出張し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業につくことができない者については、傷病給付金（当該退職の日において失業保険法第二十七条第一項に規定する扶養親族を有する者に係る傷病給付金にあつては、その額は、同法の規定による傷病給付金の額に同法第二項の規定による扶養手当の額を加えた額とする。）

7 前項第三号に掲げる傷病給付金に相当する退職手当は、支給残日数をこえては支給しない。

8 前項に規定する支給残日数とは、受給資格に係る基準日数から当該受給資格に係る待期日数及び当該失業保険金に相当する退職手当の支給を受けた日数を控除した日数をいう。

9 第六項第三号に掲げる傷病給付金に相当する退職手当の支給があつたときは、第一項又は第三項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する日数分の失業保険金に相当する退職手当の支給があつたものとみなす。

10 第六項第一号に掲げる技能習得手当に相当する退職手当、同項第二号に掲げる寄宿手当に相当する退職手当及び同項第三号に掲げる傷病給付金に相当する退職手当は、それぞれ失業保険法第二十五条第一項に規定

する技能習得手当、同条第二項に規定する寄宿手当及び同法第二十六条

第一項に規定する傷病給付金の支給の条件に従い支給する。

11 失業保険法第二十三条の二の規定は、詐欺その他不正の行為によつて第一項及び第三項から第六項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合について準用する。

12 本条の規定による退職手当は、失業保険法、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)又は沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十七号)の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

附則第七項中「及び第十二条」を「、第十二条及び第十二条第一項」に改め、附則第十三項中「並びに第十二条」を「、第十二条並びに第十二条第一項」に改め、「退職(「の下に「第十二条第一項の退職」)」を加え、附則第十七項各号列記以外の部分中「第三条から第五条までの規定による退職手当」を「一般の退職手当」に、「及び第七条」を「、第七条、第十二条第二項及び附則第十九項」に改め、「第二号に掲げる割合」の下に「(第十二条第一項(附則第七項及び附則第十三項において例による場合を含む。)の規定の適用を受けた後退職した者又は附則第十九項に規定する職員若しくは職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当若しくはこれに相当する給付の支給を受けて退職した者については、当該割合とその者に係る同条第二項第二号に掲げる割合又は附則第十九項において例による附則第十七項第二号に掲げる割合とを合計した割合)」を加え、附則第十九項中「第三条から第五条までの規定による退職手当」を「一般の退職手当」に改める。

附則第二十一項を附則第二十三項とし、附則第二十項の次に次の二項を

加える。

21 職員が適用日前に第十二条第一項に規定する公庫等職員となるため退職をした場合(附則第四項の適用を受ける職員については、適用日以後に当該退職をした場合を含む。)におけるその者に対する同条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「第五条の規定による退職手当」とあるのは「第五条の規定による退職手当に準ずる退職手当」とと、同条第三項中「第五条の規定による退職手当に相当する給付」とあるのは「第五条の規定による退職手当に準ずる退職手当に相当する給付」とする。

22 第十二条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する職員のうち、次の表の上欄に掲げる者については、同条第二項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、同項の規定を適用するものとする。

附則第四項の規定の適用を受ける者

第三条から第五条まで及び第七条

附則第四項

適用日前に第十二条第一項の退職をした者

支給を受けた退職手当

この条例の規定による退職手当の支給を受けたものとした場合における当該退職手当

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第十五条(第十一項を除く。)の規定は、昭和四十五年一月一

日以後の退職に係る退職手当について適用する。

(経過措置)

新条例第十五条第一項の規定は、この条例の施行の日以後の詐欺その他の不正の行為によって、同条第一項及び第三項から第六項までの規定による退職手当の支給を受けた場合について適用する。

昭和四十年三月三十一日以前において職員（新条例第二条第一項に規定する職員及び同条第二項に規定する職員とみなされる者並びに第十五条第二項第一号に規定する職員に準ずる者をいう。以上この項において同じ。）であつた期間（昭和四十年四月一日以後の職員であつた期間に引き続く同日前の職員であつた期間を除く。）は、新条例第十五条第二項の規定にかかるらず、同項第二号に規定する期間に含まれないものとする。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事
石破二朗

鳥取県条例第三十一号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

職		名		給与の名称		給与の額	
議会の議員		議長	報酬	月額	二〇〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円	
教育委員会の委員		副議長	議員	給料	"	一六〇、〇〇〇円	
選挙管理委員会の委員		委員長	報酬	"	"	三三〇、〇〇〇円	
監査委員		委員	報酬	"	"	二三〇、〇〇〇円	
議会の議員のうちから選任された監査委員		委員長	報酬	"	"	二〇〇、〇〇〇円	
人事委員会の委員		委員	報酬	"	"	四七、〇〇〇円	
地方労働委員会の委員		委員長	報酬	"	"	三一、〇〇〇円	
海区漁業調整委員会の委員		委員	報酬	"	"	二三、〇〇〇円	
収用委員会の委員		会長	報酬	"	"	二三、〇〇〇円	
委員	会長	公益委員	報酬	"	"	一六、〇〇〇円	
	委員	その他の委員	報酬	"	"	一三、〇〇〇円	
" "		三三、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	四七、〇〇〇円	
" "		三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	
" "		一六、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	
" "		一三、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	

内水面漁場管理委員会の委員		委員長	委員	委員長	委員	会長
専門委員	その他これに附屬機関の委員	"	"	"	"	"
公安委員会の委員	類する構成員	一日につき	三、五〇〇円以内	四七、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
選挙委員会長		"	"	一、五〇〇円	一、五〇〇円	
選挙分会長		"	"	一、五〇〇円	一、五〇〇円	
審査分会長		"	"	一、五〇〇円	一、二〇〇円	
審査分会立会人		"	"	一、二〇〇円	一、二〇〇円	
審査分会立会人		"	"	一、二〇〇円	一、二〇〇円	

附則

この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。